

## 1 概要

令和4年1月5日に東北電力株式会社から、女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定第12条に基づき、事前協議を受けていた女川原子力発電所2号機における特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)の設置について、今月1日、東北電力に対し、回答を行ったもの。

## 2 回答に当たっての確認事項

県では、原子力規制委員会が、令和5年10月4日に本件に係る原子炉設置変更を許可したことを受け、その審査の観点を精査した上で、女川町及び石巻市とともに、審査を担当した原子力規制庁職員への聞き取りを実施し、審査が適切に行われたことを確認した。

## 3 確認の結果

東北電力が原子力規制委員会から許可された申請内容に基づき、当該施設を設置することについては、女川原子力発電所2号機の安全に寄与し、ひいては地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることに鑑み、支障が無いものと判断した。

## 4 回答及び要請の内容

了解する旨回答するとともに、東北電力に対し、以下の事項を要請した。

- ① 特重施設は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために重要な施設であることから、施設の安全性向上及び訓練等により対処の実効性の維持・向上に常に努めること。
- ② 設置工事については、周辺環境の保全に留意し、安全第一に実施すること。

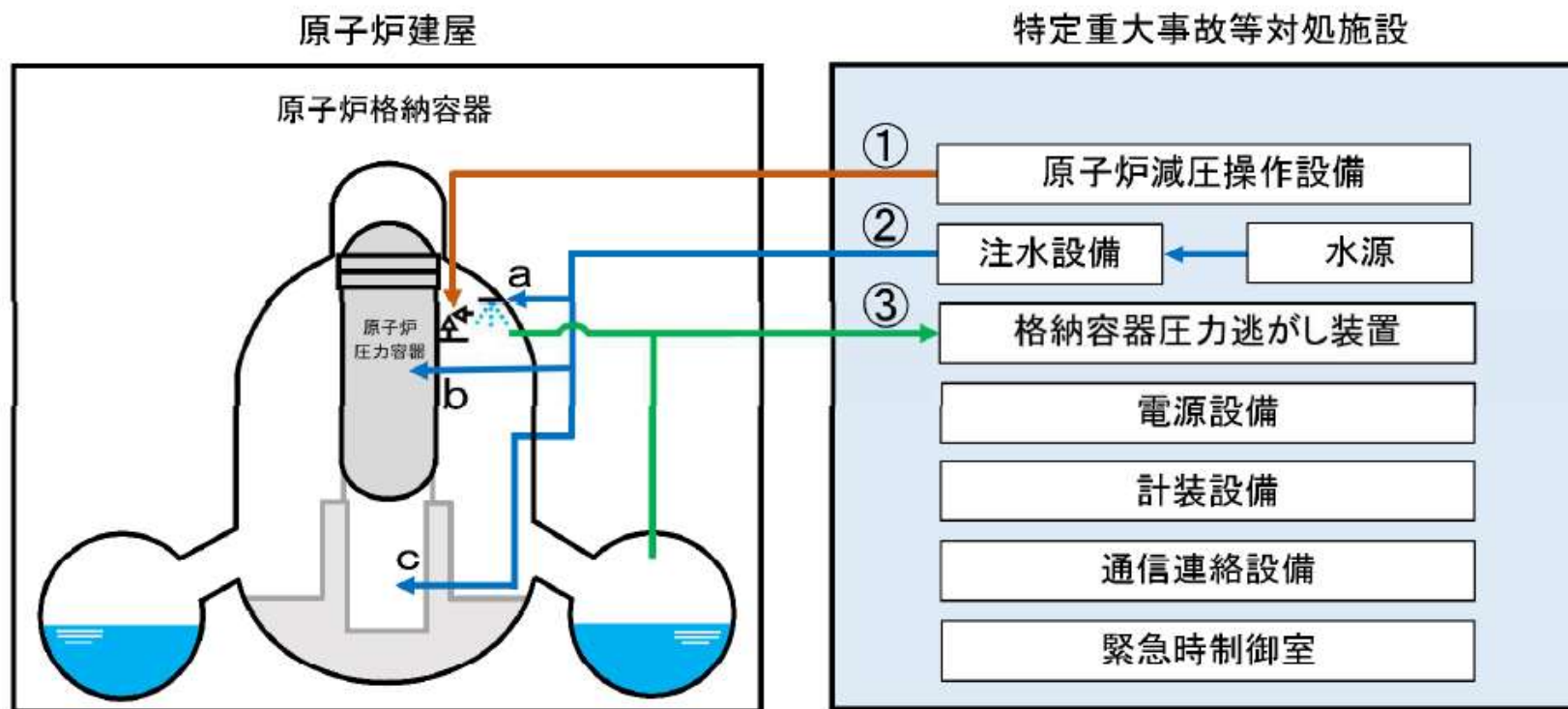
なお、県と登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が締結した『女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書』に係る覚書に基づき、当該市町に対し、県の回答内容を説明したところ、美里町から意見の提出があったので、当該意見も併せて提出している。

## 5 今後の対応

住民の安全を最優先する立場から、今後も保守運営の状況や女川原子力発電所の安全性を立入調査等により確認していく。

## 特定重大事故等対処施設の概要

特定重大事故等対処施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉压力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。



## 【特定重大事故等対処施設が有する主な機能】

### ①減圧操作機能

特定重大事故等対処施設から、既設の主蒸気逃がし安全弁を動作させ、原子炉圧力容器内を減圧する機能

### ②冷却機能

特定重大事故等対処施設として設置する水源から、原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水またはスプレイする機能

- a. 原子炉格納容器スプレイ
- b. 原子炉圧力容器への注水
- c. 原子炉格納容器下部への注水

### ③原子炉格納容器過圧破損防止機能

特定重大事故等対処施設として設置する格納容器圧力逃がし装置により、放射性物質を低減させながら、原子炉格納容器内のガスを大気中に排気することで、原子炉格納容器内を減圧する機能

## 【設置期限】

新規基準において、本体施設の設置等に関わる工事計画認可から5年以内（2026年12月22日まで）の設置が要求されている。